

マイナンバーカードの保険証利用について (オンライン資格確認)

これまでの流れ

- H31.4月～R3.3月 **【国】** オンライン資格確認等システムの構築
 【保険者（市町村）】 各保険者のシステム改修
- R3.10月 マイナンバーカードによる資格確認開始
 （マイナンバーカードの保険証利用）
- R4.7月 保険証一斉更新時にマイナンバーカードの保険証利用及びマイナン
 バーカード取得を勧奨
- R4.11月 ホームページにてマイナンバーカード取得を勧奨
- R5.4月 **【保険医療機関・薬局】** オンライン資格確認の導入の原則義務化
- R5.6月～7月 広報・ホームページでマイナンバーカードの保険証利用について再度周知
 保険証一斉更新、本算定発送時にも啓発ガイド、添書等で全加入世帯に周知

現在の状況

加入世帯数及び被保険者数

- 15,518世帯
- 22,352人 ※R5.6.30時点

マイナンバーカードの 保険証利用初回紐付け状況

- 10,507人 ※R5.4.18時点
- 取得率：46.5%(被保険者数22,594人に対し)

マイナンバーカードの健康保険証 利用対応医療機関・薬局

- 茨城県内：3,545件
- 取手市内：116件 ※R5.7.2時点

今後の予定

R6.7月 保険証一斉更新（保険証有効期限：R7.7.31）

R6.秋 現行の保険証を廃止
マイナンバーカードを持たない人には「資格確認書」を交付

以下、R5.7.20付 国保新聞より抜粋

来秋の被保険者証廃止後も、従来の保険証が最長で1年使える猶予期間について、厚労省は、7年秋までとするよう国保保険者に依頼する方針を明らかにし、今後詳細を詰めるとしている。

改正マイナンバー法で、マイナンバーカードと被保険者証を一体化した「マイナ保険証」の導入を規定。それに伴い、従来の被保険者証は6年秋に廃止。廃止後も発行済み被保険者証を最大1年間有効とする猶予措置を設けた。

被用者保険の被保険者証は有効期間の設定がないため、最長7年秋まで使用可能。一方で、国保や後期高齢者医療制度は有効期限付きの保険証のため、保険者によっては7年秋より前に猶予措置が切れることが指摘されていた。